

入札参加時における注意事項

北本市発注工事の入札及び施工にあたっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請けさせるときは、下請業者に対し、この遵守事項について周知されるよう努めてください。

記

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、北本市建設工事標準請負契約約款、図面、設計図、仕様書（現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。）北本市一般競争入札公告及び一般競争入札参加資格等の確認通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律100号）第22条に規定する一括下請負行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業共同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適切な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適切な選定、下請代金支払等の適切な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
- (3) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書、施工体系図（別途規定の様式による。）及び施工体制台帳の写しを発注課所に提出すること。併せて、施工体制台帳を工事現場に備えておくほか、施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての事業場で週40時間制全面的に移行しており、工事の施工にあたっては、建設現場の就労の実体を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間の縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、できる限り市内業者を選定するとともに建設資材については埼玉県産品を使用するよう努めてください。

4 労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、仕様書等に定めるところにより元請、下請が一体となって労働災害の防止に努めなければならない。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者からの資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

6 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別紙既定の様式による。）を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出しなければならない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めなければならない。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成したときは、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（別途既定の様式による。）により発注課所に提出しなければならない。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる勤労者への周知を図らなければならない。

7 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた選任の監理技術者を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

8 工事カルテの作成及び登録について

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点における工事請負代金額が500万円以上の工事については、共通仕様書等に定めるところにより、工事実績情報として「工事カルテ」を作成しなければならない。また、工事カルテ作成後は、監督員の確認を受け、これをフロッピーディスクにより（財）日本建設情報センターに提出し、工事実績情報サービス（CORINS）に登録するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、工事カルテ登録の手続は、受注時においては契約後10日以内に、登録内容の変更においては変更があった日から10日以内に、完成時においては完成後10日以内に行わなければならない。

9 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共事業を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は北本市発注の工事を請け負うことができなくなる場合があるので毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

10 不法無線局搭載車両の排除について

工事の施工にあたって、電波法違反となる「不法パーソナル無線」等を搭載したトラック、ダンブ等の車両は使用しないなど、必要な措置をとるよう努めること。